



自動車用油圧式ガレージジャッキのSG基準

(公開用)

一般財団法人 製品安全協会

自動車用油圧式ガレージジャッキの SG 基準

SG Standard for Hydraulic garage jacks for automobiles

1. 基準の目的

この基準は、自動車用油圧式ガレージジャッキの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、自動車に用いる最大使用荷重が 30 kN 以下の油圧式ガレージジャッキ（以下「ジャッキ」という。）について適用する。

3. 安全性品質

ジャッキの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	
1. 外観及び構造	1. ジャッキの構造及び外観は、次のとおりとする。 (1) 傷、割れ、さび、錆等がないこと。 (2) 手の触れる部分の仕上げは良好で、傷害を与えるような先鋭部、バリ等がないこと。 (3) 組立てが良好で、各部に著しいがたつき及び強度や使用に有害な欠点がないこと。 (4) 油圧式ガレージジャッキの安全弁は、最大使用荷重からその荷重に乗じた荷重までの間に作動すること。	

	(5) ハンドルとジャッキ本体が分離しているものにあつては、ハンドルはハンドル操作時にジャッキから意図せず分離することがないものであること。複数の構成部品ならなるハンドル等についても同様とする。	
2. 移動良好性	2. 油圧式ガレージジャッキにあつては、移動性が良好であること。	
3. 負荷作動性能	3. 受金に最大使用荷重値に相当する垂直方向の力を加えた状態で、受金の最低位置から最高位置まで、繰り返し○回押し上げたとき、各部に異状がなく、円滑かつ確実に作動すること。 ただし、補助ねじなどの揚程位置の調整装置があるものは、調整範囲の最高位置にして行うこと。	
4. 揚程維持性能	4. 受金に最大使用荷重に相当する垂直方向の力を加えたとき、ラム又は受金は著しく下降しないこと。	
5. 剛性及び安定性	5. 受金を最高位置にした状態で、ジャッキを傾斜角6度の傾斜板上にアームが最大傾斜線に直交するように載せ、受金に、最大使用荷重に相当する垂直方向の力を○分間加えたとき、各部に異状がなく、円滑かつ確実に作動すること。	

6. 耐荷重性能	ただし、補助ねじなどの揚程位置の調整装置があるものは、調整範囲の最高位置にして行うこと。 6. 受金を最高位置にした状態で、受金に最大使用荷重に相当する垂直方向の力に○を乗じた垂直方向の力を○分間加えたとき、各部に異状がなく、円滑かつ確実に作動すること。 ただし、補助ねじなどの揚程位置の調整装置があるものは、調整範囲の最高位置にして行うこと。なお、このとき安全弁が作動するものは、安全弁が作動をしないための措置を講じた上で行うこと。	
-----------------	--	--

4. 表示及び取扱説明書

ジャッキの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	
1. 表示（包装外表面）	1. 包装外表面には、容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。 (1) 最大使用荷重又は最大揚程質量 (2) 総質量	
2. 表示（本体）	2. 製品には、容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。ただし、 (4) (c) は安全弁又はその近傍に表示すること。 (1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号 (3) 最大使用荷重又は最大揚程質量 (4) 次に示す趣旨の注意事項又は情報 (a) 使用上の注意をよく読んでから使用すること。 (b) ジャッキアップ・ダウン専用、用途外使用禁止 (c) 調整禁止 (d) 不整地や傾斜地での使用禁止 (e) ジャッキアップする際には反対側のタイヤに車止めをすること。 (f) 自動車に対してジャッキを斜めに入れないこと。 (g) ジャッキが正しいジャッキアップポイントにあることを確認すること。 (h) ジャッキアップ中にスムーズにジャッキが移動していることを確認すること。	

3. 取扱説明書	(i) ジャッキアップした自動車の下に入らないこと。 (j) ジャッキダウンする際、リリースバルブはゆっくり廻すこと。 (k) リリースバルブの開閉方法 3. 製品には、次に示す趣旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。なお、一般消費者が容易に理解できるよう図や写真を併記することが望ましい。 (1) 最大使用荷重又は最大揚程質量 (2) 次に示す趣旨の注意事項ただし、○には申請者が適切と考える数値を入れること。 (a) 使用上の注意事項をよく読み、よく理解した上で使用すること。他の人に使用させる場合も同様。読んだ後は必ず保管すること。 (b) 作動油の漏れ、アームの曲がり、著しいがたつき、異音など異状を感じたら使用せずに販売事業者等に連絡すること。 (㉟) 使用するときは、周囲に子供がいないか注意すること。 (d) このジャッキは自動車をジャッキアップ・ダウンするためだけに設計された道具であり、ジャッキアップ状態を維持する目的では使用できないこと。 (e) 改造して使用すると本来の性能を発揮できないばかりか、ジャッキが破損して危険な場合があるので、改造して使用しないこと。安全弁の調整も行わないこと。	
-----------------	---	--

	(f) このジャッキの使用は、ONの荷重（Okg の質量）までである旨 (g) このジャッキの使用限界荷重を超えて使用すると、ジャッキが破損したり、アームが下降したりすることがあるので、使用限界を超えた荷重（質量）は避けること。 (h) 本来の性能を発揮できないばかりか、ジャッキが破損して危険な場合があるので、このジャッキは、気温〇～〇℃の範囲内で使用すること。 (i) ジャッキの自由な移動を損ねるような不整地や不安定な傾斜地で使用すると、ジャッキが自動車から外れたり、破損したりことがあるので、堅い地面又は堅い板を敷いた上でジャッキアップを行うこと。 (j) ハンドルが確実に接続・固定されていないと、操作中にハンドルが外れ、思わぬけがをすることがあるので、ハンドルが確実に取り付けられていることを確認すること。 (k) ジャッキアップをするときには、自動車から人や荷物を降ろすこと。 (l) 意図せぬ自動車の移動により、ジャッキが自動車から外れたり、破損したりことを防止するため、ジャッキアップするときには、自動車のエンジンを切った上でシフトをロー又はパーキングに入れておくこと。	
--	---	--

	(m) ジャッキアップの際には反対側のタイヤに車止めを施すこと。 (n) ジャッキと自動車の動く方向が異なると、ジャッキが自動車から外れたり、破損したりことがあるので、ジャッキアップする自動車のタイヤは正面を向け、ジャッキは自動車に対して斜めに入れないこと。 (o) ジャッキが自動車から外れたり、破損したりことがあるので、2つ以上のジャッキで同時にジャッキアップしないこと。 (p) ジャッキが自動車側で指定する正しいジャッキアップポイントにあることを確認すること。 ジャッキアップポイントが不明な場合、ジャッキの受金が確実に車体のジャッキアップポイントにかかっていない場合、またはジャッキアップ中車体が安定しない場合は使用を控え、自動車の販売店等に問い合わせて確認すること。 (q) ハンドル操作中にハンドルから手が滑ると思わぬ怪我をすることがあるので、しっかりハンドルを握って操作すること。 (r) リリースバルブが締まっていることを確認すること。また、緩めるときは緩めすぎないこと。 (s) ジャッキアップと共にジャッキがスムーズに前進しないと、ジャッキが自動車から外れたり、破損したりことがあるので、ジャッキアップが開始されたら、一度停止し、ジャッキがスムーズに動いていることを確認すること。	
--	--	--

	(t) このジャッキはジャッキアップした状態を維持するための道具ではないので、自動車と地面との間に挟まれないよう自動車の下に入らないこと。 自動車の下に入るときには、スタンドを使用すること。 (u) 自動車が急激に下降するので、ジャッキダウンの際にはリリースバルブをゆっくり廻すこと。 (v) 錆や劣化を防止するため、収納・保管するときにはアームやポンプは最低位置にしておくこと。 (w) 可動部分の動きが悪ると、ジャッキが破損することがあるので、可動部分には適宜注油すること。また、作動油は少なくなったら指定の作動油を補充すること。ただし、作動油は劣化するので、〇年毎に交換すること。 (y) 作動油は石油系の物質であるため、補充や交換の際には、通気がよく、引火しないよう火気から十分離れた場所で行うこと。 (z) 錆や劣化を防止するため、収納・保管するときには雨や雪のあたる場所や湿気の多い場所での保管は避けること。 (3) S G マーク制度は、自動車用油圧式ガレージジャッキの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨 (4) 製造業者名、輸入業者名又は販売業者の名称及び連絡先	
--	--	--